

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、丁寧に実態をとらえ学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 3 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、教科領域指導員、学年副主任、生活指導主任、いじめ・長期欠席対策主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を構成員とする。

### （1）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・年2回（6月・12月）学区の方々との情報交換会を開く。この会には、地域の主任児童委員、民生委員に参加を呼びかけ、児童の諸問題や家庭問題等の情報交換を行い、地域の支援をお願いする場とする。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。  
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

##### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 保護者を対象に情報モラル教室を行い、スマートフォンやインターネットの正しい使用方法について保護者の理解も深める。
- カ 児童会主催の「みんななかよし梅っ子集会」を年2回開催し、生活アンケートの結果を考えたり、「梅っ子なかよし宣言」を復唱したりして、全校でいじめについて考える場を設定する。また、この集会の様子を保護者や学区の方々に情宣する。
- キ 1年と6年、2年と5年、3年と4年でペア交流を行い、異学年交流を通して仲間意識や互いを思いやる心を育てる。

##### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を学期に2回実施する。

学期の1回目のアンケートは学級で行い、教育相談に活用する。児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、担任と全児童との個人面接を行い、直接思いや悩みを聞く場を設ける。アンケート集約後、いじめ・長期欠席対策委員会（校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、教科領域指導員、学年副主任、生活指導主任、いじめ・長期欠席対策主任、養護教諭、スクールカウンセラー）を開き、アンケートの結果の情報を共有する。問題となる事案がある場合は対応を検討する。

学期2回目のアンケートについては、家庭に持ち帰り、児童に付け加え保護者を対象としたアンケートを行う。回収後は、学期1回目と同じ対応をする。

- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

- エ 每月の職員会議の最後に「梅っ子タイム」として、気になる児童の情報を職員全体で共有する時間を設ける。

オ 健康観察での表情や声を注意深く観察し、普段と様子が違うようであれば個別に声をかける。

カ 放課の過ごし方にも気を配り、個々のつながりの変化を意識するように努める。

- キ スクールカウンセラーの活用を情宣し、担任に悩みを打ち明けられない場合や担任だけで解決できない問題について相談できるようにする。

##### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・長期欠席対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、その後の支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 5 重大事態への対応

- (1) いじめが原因で2日欠席が続いた場合は、直ちに岡崎市教育委員会に連絡して、連携を取りながら対応をしていく。
- (2) 重大事態が生じた場合は、速やかに岡崎市教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、すぐに「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。ケースによっては、地域の有識者（元大学教授）も加えることで、公正な調査ができるようとする。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

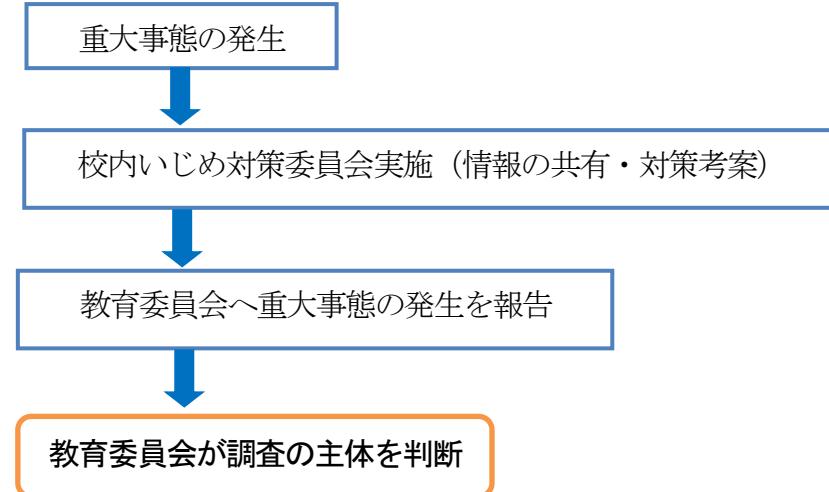
## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、保護者への学校教育診断アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

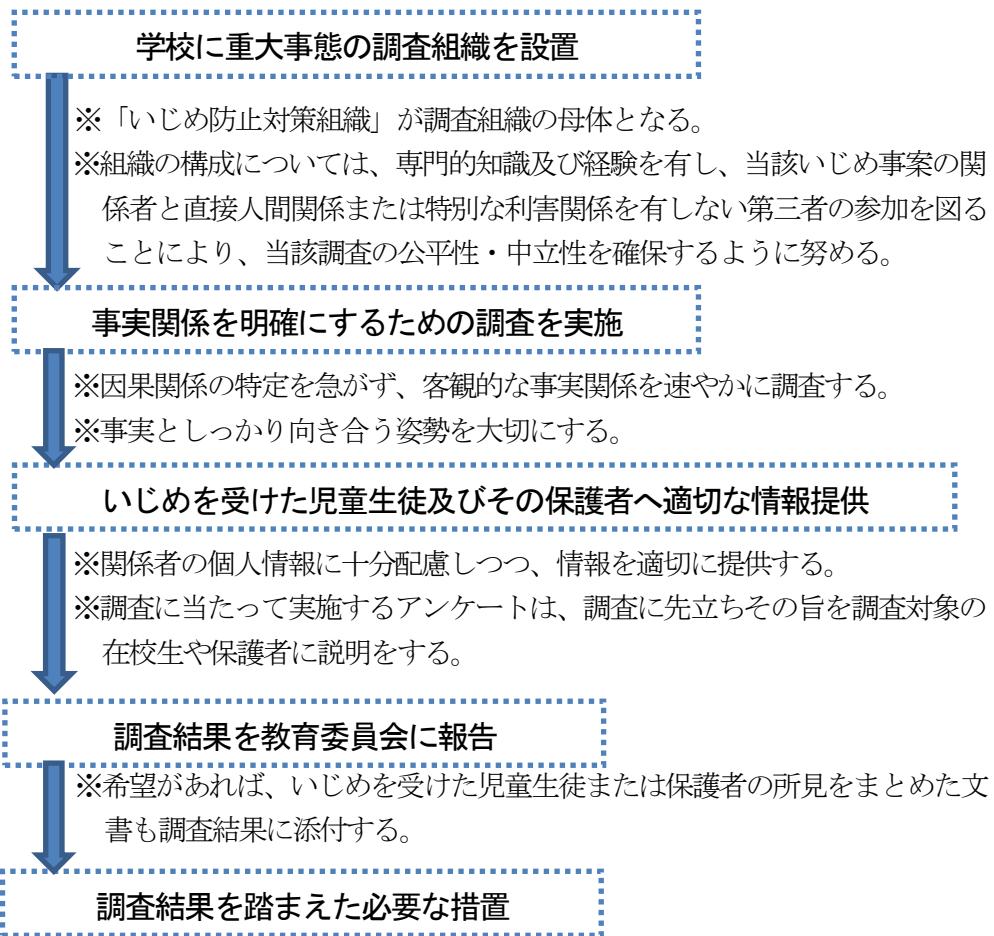
## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページに掲載し、小さなサインも見逃さないよう、保護者へも協力を依頼していく。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) いじめを許さない学校のルール「梅っ子なかよし宣言」を設定し、集会などで確認し合う。
- (5) 生活アンケート用紙は、学校保管とするため、全員分回収する。項目の集計はしないが、面談、指導、経過などを記述しておく。周知が必要な場合は、いじめ・長期欠席対策委員会にて報告する。

## 【重大事態の対応フロー図】



### 学校が調査主体の場合



※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。